

津市林地残材搬出促進事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 30 日訓第 55 号

改正 令和 4 年 3 月 29 日訓第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における林地残材の搬出を促進し、災害に強い森林づくりを推進するとともに、津市バイオマス産業都市構想に基づく木材の有効活用を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林地残材 本市の区域内の人工林（スギ林及びヒノキ林に限る。）において、間伐により発生し、搬出されずに林内に残置された木材（山土場へ搬出されたものを含む。）をいう。
- (2) 山土場 林地残材の輸送及び保管に利用する土場（木材市場を含む。）をいう。
- (3) 木質バイオマス 木材に由来する再生利用が可能なエネルギー源をいう。
- (4) 認定事業者 林野庁が定めた発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づき、木質バイオマスの供給に係る取組が適切である旨の認定を受けた本市の区域内に事務所を有する事業者をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「林地残材搬出促進事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定に基づき適正に伐採されたことにより発生した林地残材の搬出を行う認定事業者に対して、林地残材の搬出に係る経費をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、次に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、

これを交付するものとする。

(1) 間伐施業地から山土場への搬出については、林地残材の重量に 1 トン当たり 5, 1 2 0 円を乗じて得た額

(2) 山土場からチップ工場への搬出については、林地残材の重量に 1 トン当たり 9 6 0 円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額の合計額が搬出に係る経費から林地残材の売却により得た額を控除して得た額を超えるときは、当該額を限度とする。

3 前 2 項の規定により算出された補助金の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、搬出を実施する日の 1 4 日前とする。

(添付書類)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業者認定証の写し

(2) 間伐施業地の位置図

(実績の報告)

第 8 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、林地残材の搬出が完了した日から起算して 2 0 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 林地残材の受入に係る伝票の写し

(2) 間伐施業地における林地残材の搬出前後の写真（間伐施業地から山土場への搬出に係る補助金の場合に限る。）

(3) 山土場における積込み前後の写真及び搬入先の搬入状況の写真（山土場からチップ工場への搬出に係る補助金の場合に限る。）

(4) 搬出に係る経費を証する書類

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日訓第１５号）

- １ この訓は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第５条の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。